

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和六年三月五日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年九月十四日奈良県指令建第一一二一五七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年二月二十七日建第一〇二六〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年二月二十七日建第五八八四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市豊田町一二三番一及び一二四番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府門真市元町八番四号

株式会社高宮 代表取締役 高宮健

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市豊田町一二四番の一部

下水道 橿原市豊田町一二四番の一部

水路 橿原市豊田町一二三番一及び一二四番の各一部

一 許可番号

令和五年九月七日奈良県指令建第一一二一四一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年二月二十七日建第一〇二六一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市城町二七〇番四、二七一番一及び二七二番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字橋本九三番地の五 二一二〇三号

大竹深雪

大竹政徳